

## 埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会設置要綱

### （設置）

第1条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、さいたま市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県とさいたま市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- （1）浸水被害の状況及び要因の把握
- （2）浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- （3）事業実施計画の調整や事業進度の調整等
- （4）その他、協議会が必要と認めた事項

### （構成）

第3条 協議会の構成は、別表1による。

### （関係職員の出席）

第4条 協議会は、検討内容について必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### （事務局）

第5条 協議会の事務局は、さいたま市建設局土木部河川課に置く。

### （情報公開）

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

### （担当者会議）

第7条 協議会に担当者会議を置き、別表1に掲げる団体をもって充てる。

2 担当者会議は事務局が招集し、協議会に諮る事項を協議し、協議会において指示された事項を協議する。

3 担当者会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は構成機関が協議

して別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月13日から施行する。

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。(平成25年7月10日 改正)

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。(平成26年8月20日 改正)

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。(平成28年10月26日 改正)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。(平成29年11月1日 改正)

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。(平成30年7月13日 改正)

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。(令和元年7月30日 改正)

この要綱は、令和3年11月27日から施行する。(令和2年11月27日 改正)

この要綱は、令和3年10月 日から施行する。(令和3年10月11日 改正)

別表1 (第3条関係)

協議会の構成	埼玉県	県土整備部 河川砂防課
		県土整備部 さいたま県土整備事務所
		県土整備部 越谷県土整備事務所
		県土整備部 総合治水事務所
		県土整備部 河川環境課
		下水道局 下水道事業課
	さいたま市	建設局 土木部 河川課
		建設局 下水道部 下水道計画課
		建設局 下水道部 下水道維持管理課
		北部建設事務所 下水道建設課
		下水道管理課
		河川整備課
		南部建設事務所 下水道建設課
		下水道管理課
	河川整備課	